

そういう時代にどう生き抜いていくのか、あるいはどう環境を守っていくのかというのが前面に出てくるはずで。これは、私が云々言わなくても。そういった面で、自治体として考え直さなければならぬ局面に来てるはずなのです。それを理事者側、あるいは市長さんがどのように認識するのか、あるいはこれから実践していくのがまさに問われてくるのだと思います。検討していきたいというふうに言いますけれども、それはぜひもうやめる方向性で、あるいは撤かない方向で検討していただきたいと思うのです。でなければいつまで経っても変わらないわけで、自然環境を一方で悪くしておいて、私たち市民が未来、どのようにそういった生活空間なり、環境をつくっていくのかとか、かっこいいことを言ったってダメなのです。生きていくという一番原点の環境問題がきちっと取り組まれていなければ、幾ら政策的にきれいな言葉を並べてもそれは全然意味がないと思います。当然、そういうことを行っていく中でこれからみんな気をつけて、福生市の将来をどうつくっていくのかということであれば、それは市民全体が考えていくだろうけれども、実際、先ほども残留期間については随分、僕なんかが認識しているのとは違いますよ。晴れてたら一日でというようなことを言いますけれども、そんなことはないのですね。多分、効果としては二ヵ月かかるでしょう。それが本当に影響がないと言われるまでは一年かかるということなのです。それは多分あっていえると思います。もう一度よく研究、調査してもらいたいと思います。そういうものを毎年やっていけばそれはやはり大変な問題だろうと思います。これからは多分そういうところは特に問われてきますので、やめない限りはまた時期をみて質問いたしますが、これは市長さん、対応するにしても早く決断した方がいいですよ。それはぜひ早急にやめていただきたいというふうに強く要望しておきますので、ぜひよろしく願います。

それと、新しい多摩川中央公園なんですけれども、建設する途中でも検討してきたというようなことを言いますが、検討してきたにしてはちょっとなさけないなと私は思うのです。もともと市長さんがそういうものを切り換えていくという立場で進めていないからこういうふうになってきたのです。だから、ことも使うわけです。できるだけ早く切り換えて方針を出さない限り、いつまでも延々とつながつていきます。ストレートに今度は多摩川の方に農業が流れ込んで行きます。これはもう疑う余地はないです。かに

坂もそうだったのですけれども、今度新しく大きくつくって、芝生もばっちり広いところって、撒いて、それで多摩川を汚していくと、これでは全くひどい話だと私は思いますので、これは早急にやめる方向で考えていただきたい。こちら辺については強く要望しておきたいというふうに思います。

アメリカシロヒトリについてはいろいろな問題もあるでしょう。発生して、蛾がいっぱいになったりして、大変だということがあると思うのですが、この薬は基本的には、シマジン、バスタに比べたら非常に毒性は高いはずで。私はそう思っています。だから、やはり極力使わなくてもいいようなことを、将来的に展望しながら理想とは言わずに着実に、施策をいろいろと考えていったきたいと思っています。これについても強く要望しておきたいと思っています。

そういったものが川とかにそういうところ流れ込んでくると、ほたるとか、そういった小さな幼虫が死ぬというふうに言われております。かなり昔は、よくほたるが飛んだのだけれども、そういったいろいろな薬剤の関係で飛ばなくなったというのは、多分基本的にはほとんど農業という問題だろうと思います。基本的にはそういった自然、あるいは市民が心休まるような環境というのは農業を使わない社会から生まれてくるというふうに思いますので、ぜひこれから検討していただきたいというふうに思います。以上です。

○総務部長（森田 進君） 基地問題に関係いたしましたして、高度調査の関係と、アンケート調査の関係でございしますが、まず高度調査の関係でございしますが、これはE2Cに限らず、基地の所在地も含めましてのお話でございしますが、基地の方に高度調査に関する確認をしていきたいと、そんなふうに思います。

もう一つは、市内上空を飛ばないと、そういうふうなこともひとつあるかと思いますが、その辺につきましては、この前の中止要請のときも口頭で申し上げておりますが、できるだけ市街上空を避けて、多摩川上空であるとか、そういう所を通して、少なくとも安全上の問題だけでも確保すると、そういうふうな形での要請行動をこれからも継続していきたいと思っています。

それから、アンケートの調査の関係でございしますが、これにつきましては先ほどの答弁と全く同じでございしますが、中止要請につきましては、これは市民全体の意向と、そういう受け止め方のもとに基

地ないし、あるいは国の方へ中止要請を行っているわけでございまして、その裏付けとなるものとしては、その都度出てきます苦情、そういったものを裏付けにしまして中止要請を行っているわけでございまして、特に、中止要請等については十分市民の訓練に対する裏付け資料にはなっていると、そのように判断しておりますので、あえてアンケート調査については考えておりません。以上でございます。

○二番（大森 進君） 今の答弁には本場に納得できないわけなんですけれども、私の方としてはぜひ飛行高度についての実施、あるいはアンケートについての調査の実施というものを、ぜひこれから行えるようにしていただきたいと思います。

今、アンケートについて市民全体が反対の立場でいろいろやっているのだと、交渉をお願いしているのだと言いますが、具体的に数字があった方がいいと思うんですよ。さまざまなこういった影響が出ているのかというのも十分市としては把握した方がいいだろうというふうに思いますので、ただうるさい、あるいは苦情の件数の内容でということよりは、具体的な数字をきちんと持って対応しないと、先ほど言ってますけど、E2C訓練をやめさせるというふうなところにはなかなかもっていきけないんじゃないかというふうに思いますので、これからぜひ、そういったことも前向きに考えていただきたいと思いますというふうに強く要望して終わります。

○議長（仲村清信君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（仲村清信君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は六月八日午前十時から開きます。  
本日はこれをもって延会いたします。

午後四時三分 延会



(陳情項目)

一、「脱原発」社会の実現に向けて、「脱原発法」の制定を求める意見書を、国に提出してください。

二、「脱原発」社会宣言決議を行ってください。

(注)「脱原発法」の骨子

この法律は、安全で環境を傷つけないエネルギー政策の実現を目指すために、まずすみやかな原子力発電の廃止を達成することを目標とし、次の三項を基本的な柱とする。

一、建設中、計画中の原子力発電所及び核燃料サイクル施設は、直ちに廃止する。

二、運転中の原子力発電所及び核燃料サイクル施設は、一定の経過措置の期間内にすべて廃止する。

三、放射性廃棄物は、地下や海底に捨てたりせず、国民の目の届くところで、発生者の責任において管理する。

(陳情趣旨)

一九八六年四月二十六日——いまから四年前に起こったソ連のチェルノブイリ原子力発電所の事故は、八千キロも離れた私たちの日本にも過大な影響を及ぼし、地球的規模での放射能汚染を招きました。それは私たちの食卓をも脅かし、全国各地での食品の放射能汚染のチェックをという声が叫ばれました。そして、日常でいかに安全に運転されようと、ひとたび事故が起きてしまうと、それはその地域のみならず、国境を越えてその汚染が拡がってしまうということを実証しました。まさに、放射能は何ものをも差別しません。

さらに、事故から四年目に入って、その被害は下火になるどころか、悲惨な状況が刻々と伝えられているのが現状です。事故当時、三十キロ圏内が汚染地域とされていたことが、実は三百キロに及んでいたことが最近になってわかり、いま現在三百万人の人たちがその汚染地域で生活し、汚染された食物を食べているのです。その結果、その地域の子供たちはほとんど全員甲状腺過形成や内分泌障害(発育の遅れや骨の痛み、甲状腺ガンなど)を持っています。放射能が体内に与える影響は、広島や長崎が教えてくれるように、後々までその苦しみが続くことは、私たち日本国民が一番よく知っている事実です。

日本には原子力発電所が三十八基稼動しています。この狭い島国で、そのたった一つ  
の原発でも事故が起こったとしたらどうなることでしょう。人間のすることに絶対に間  
違いないということは言い切れません。どんなに精巧につくられていても、最終的に  
動かし、判断するのは「人」なのです。少しの過ちも許されないものを誰が管理できる  
のでしょうか。

私たちはいま、原子力発電所の事故を心配することのない暮らしを求めて、国に対し  
て「脱原発法」の制定を働きかけています。

いまこそ、原子力発電に依存しない、原発の不安のない社会づくりをしていく必要が  
ある時期ではないでしょうか。

子孫の代まで安心して残していける社会を築くためにも「脱原発法」の制定を求める  
陳情を貴議会に対し、要請いたします。

平成二年六月五日

陳情者

福生市熊川一一一三 P二九

中村 絹江

印

福生市議会議長

仲村 清信 殿

第二回福生市議会定例会会議録（第八号）

平成二年六月八日福生市議会会議場に第二回福生市議会定例会が開催された。

出席議員は次のとおりである。

|         |        |          |       |          |       |
|---------|--------|----------|-------|----------|-------|
| 一<br>番  | 田村正秋君  | 二<br>番   | 大森進君  | 三<br>番   | 野口秀世君 |
| 四<br>番  | 浜中輝夫君  | 五<br>番   | 須釜亮次君 | 六<br>番   | 南木繁男君 |
| 七<br>番  | 佐藤慶二君  | 八<br>番   | 林田武君  | 九<br>番   | 在原敏博君 |
| 十<br>番  | 村野和一郎君 | 十一<br>番  | 松山清君  | 十二<br>番  | 原敏子君  |
| 十三<br>番 | 遠藤洋一君  | 十四<br>番  | 赤星行   | 十五<br>番  | 齋藤敏君  |
| 十六<br>番 | 井上寅吉君  | 十七<br>番  | 上野重勝君 | 十八<br>番  | 小野沢久君 |
| 十九<br>番 | 堀川寅實君  | 二十<br>番  | 指田保雄君 | 二十一<br>番 | 東田正治君 |
| 二十<br>番 | 宮沢良一君  | 二十三<br>番 | 仲村清信君 | 二十四<br>番 | 村尾栄次君 |

欠席議員は次のとおりである。

なし

欠員は次のとおりである。

なし

一 議会事務局職員は次のとおりである。

|        |    |     |      |    |     |       |    |     |
|--------|----|-----|------|----|-----|-------|----|-----|
| 議会事務局長 | 古谷 | 正夫君 | 議事係長 | 島田 | 幸治君 | 臨時速記  | 杉田 | 愛子君 |
|        |    |     |      |    |     | 事務補佐員 |    |     |

一 出席説明員は次のとおりである。

|   |   |    |      |     |        |      |     |     |   |    |    |     |    |     |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |
|---|---|----|------|-----|--------|------|-----|-----|---|----|----|-----|----|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|
| 市 | 長 | 石川 | 彌八郎君 | 助   | 役      | 浅見   | 裕康君 | 収   | 入 | 役  | 内田 | 和雄君 |    |     |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |
| 教 | 育 | 長  | 来住野  | 和也君 | 企画財政部長 | 野沢   | 久人君 | 総   | 務 | 部  | 長  | 森田  | 進君 |     |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |
| 市 | 民 | 部  | 長    | 岩崎  | 好亮君    | 福祉部長 | 石川  | 和夫君 | 建 | 設  | 部  | 長   | 小野 | 光朗君 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |
| 教 | 育 | 次  | 長    | 矢崎  | 茂夫君    | 監    | 査   | 委   | 員 | 黒田 | 登君 | 務   | 委  | 選   | 員 | 挙 | 管 | 理 | 長 | 川 | 辺 | 登 | 茂 | 次 | 君 |  |
| 行 | 政 | 推  | 進    | 担   | 当      | 参    | 事   | 関   | 口 | 清君 |    |     |    |     |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |

一 本日の議事日程は次のとおりである。

平成二年第二回福生市議会定例会議事日程（第三日目）

開議日時 六月八日（金）午前十時

日程第一 報告第二号 専決処分の承認を求めることについて（福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）

日程第二 議案第三十九号 福生市の鳥選定審議会条例を廃止する条例

日程第三 議案第三十八号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第四 議案第三十七号 福生市の鳥の制定について

日程第五 議案第六十三号 福生市の一般職の職員の平成二年六月期期末手当の支給割合を定める条例

日程第六 議案第四十号 平成二年度福生市一般会計補正予算（第一号）

日程第七 議案第四十一号 平成二年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第一号）

日程第八 議案第四十二号 福生市立福生第六小学校内装改良工事（建築）請負契約

日程第九 議案第四十三号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第十 議案第四十四号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第十一 議案第四十五号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第十二 議案第四十六号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第十三 議案第四十七号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第十四 議案第四十八号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第十五 議案第四十九号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について

|        |         |
|--------|---------|
| 日程第十六  | 議案第五十号  |
| 日程第十七  | 議案第五十一号 |
| 日程第十八  | 議案第五十二号 |
| 日程第十九  | 議案第五十三号 |
| 日程第二十  | 議案第五十四号 |
| 日程第二十一 | 議案第五十五号 |
| 日程第二十二 | 議案第五十六号 |
| 日程第二十三 | 議案第五十七号 |
| 日程第二十四 | 議案第五十八号 |
| 日程第二十五 | 議案第五十九号 |
| 日程第二十六 | 議案第六十号  |
| 日程第二十七 | 議案第六十一号 |
| 日程第二十八 | 議案第六十二号 |
| 日程第二十九 | 陳情第二十三号 |

「脱原発法」の制定を求める陳情書

午前十時 開議

[illegible]

(古谷議事事務局長報告)

二、平成二年四月分例月出納検査の結果について（別添参照）

○議長（仲村清信君）　以上で報告は終わりました。

○議長（仲村清信君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 村野和一郎君登壇)

○議会運営委員長（村野和一郎君）　おはようございます。御指名をいただきましたので、昨日、本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告申し上げます。

本日の日程でございますが、昨日残りしました議案の順序とし、また、新たに提出されました議案一件につきましては、お手元の日程表のとおり日程第五として編成をいたしました。

なお、新たに提出されました議案一件につきましては、慎重審議の上、即決でお願いすることといたしました。

以上のように議会運営委員会としては決定をいたしましたので、報告といたします。

○議長（仲村清信君）　ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしくお願いいたします。

○議長（仲村清信君）　これより日程に入ります。

日程第一 報告第二号 専決処分の承認を求めることについて（福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野沢久人君登壇）

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、報告第二号 専決処分の承認を求めることについて、御説明を申し上げます。

御承知のとおり、平成二年度の税制改正を内容とする法案として国会に提出されておりました地方税法の一部を改正する法律案が去る三月三十日に可決、同三十一日付けで交付されまして、四月一日から適用されました。したがって、市税賦課徴収条例の改正を行う必要が生じたわけですが、議会にお諮りする暇がございませんでしたので、地方自治法第百七十九条第一項の規定により、三月三十一日付けをもって福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を専決処分させていただきまして、御報告申し上げ、御承認をいただこうとするものでございます。

それでは、お手元の条例第二十二号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の内容について御説明申し上げます。まず、第二十四条第二項中「三十二万円」を「三十四万円」に改める規定でございますが、これは、生活扶助額の引き上げが行われたことにより、個人市民税の均等割の非課税限度額の算定基礎となる金額を二万円引き上げる改正をしようとするものでございます。ちなみに、給与所得者の夫婦二人の標準世帯では、所得金額百三十六万円、収入金額二百七十八万円以下のときは均等割が非課税となります。

次に、七十八条第一項第一号中「精神薄弱者」を「精神障害者」に改める規定でございますが、これは精神薄弱者を含む精神障害者を軽自動車税の減免の対象者としようとするものでございます。

次に、本法附則第八条の二第一項中「三十二万円」を「三十四万円」に改正する規定でございますが、これは生活保護基準額の引き上げが行われたことにより、個人市民税の所得割の非課税限度額の算定の基礎となる金額を二万円引き上げようとするものでございます。ちなみに、夫婦二人の標準世帯におきま

して、所得金額百四十五万円、収入金額二百三十万七千円以下のときは所得割が非課税となります。

次は、本法附則第十八条の二中「法附則第三十一条の二第一項から第六項まで」を「法附則第三十一条の二第一項から第七項まで」に改める規定でございます。これは平成元年六月三十日に交付施行された民間事業者による老後の保険及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律により、本法附則第三十一条の二の非課税規定に一項追加されたことにより、改正をしようとするものです。

次に、本法附則第十八条の二の四第一項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める規定は、特別土地保有税の期限の延長をするための改正でございます。

次に、本法附則第十八条の二第一項第一号中「百分の二十五・六」を「百分の二十八」に、「百分の三十六・七」を「百分の三十七・五」に改め、同条第二項第二号中「百分の七十」を「百分の六十七」に、「百分の五十七」を「百分の五十六」に改め、同条第三項第二号中「百分の三十」を「百分の二十八」に、「百分の四十二」を「百分の三十七・五」に改める規定ですが、これは租税特別措置法の改正に伴うみなし法人課税の法人税率等の改正であります。

なお、本条の改正は平成三年度からの適用の率等になっておりまして、平成二年度適用分につきましては、附則第二条第二項で経過措置が設けられております。

次に、本法附則第十九条第一項中「第三十七条第五項」を「第三十七条第六項」に改める規定でございます。これは租税特別措置法で、現在の第五項が第六項になる改正が行われることによる改正であります。これは、租税特別措置法では、特定の事業用資産の買い換えの場合等の譲渡所得の課税の特例について、所有期間五年以下である土地等については特例の適用をしないという旨の規定が第五項として新たに加えられたことにより、改正をしようとするものでございます。

附則といたしましては、第一条は本条例の施行日を平成二年四月一日からとすることを定め、第二条においては、本条例の改正に伴い市民税に関する経過措置について二項にわたって定めようとするものでございます。第三条は軽自動車税に関する経過措置について定め、第四条については特別土地保有税に関する経過措置について二項にわたって定めようとするものでございます。

